平成２５年（フ）第１３５号
愛知県刈谷市神明町４丁目507番地　コーポ十全Ｂ―201号、前住所北海道函館市本町36番23号
債務者　木村　顕二
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
新潟県新発田市佐々木19番地２
債務者　梅津　雄二
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２９号
新潟県阿賀野市上一分826番地
債務者　伊藤　香織
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３０号
新潟県新発田市佐々木288番地４
債務者　星野　勝信
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２９号
山口県宇部市岬町１丁目７番13―303号、従前の住所山口県周南市遠石２丁目10番16号セジュール遠石Ａ―101号
債務者　武智　貴代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５８号
香川県東かがわ市水主3965番地１
債務者　菊池　恵子（旧姓江森）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１００号
香川県高松市木太町2639番地５　マイハウス屋島103号室
債務者　杉峰　光子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第６７６号
愛知県小牧市大字間々原新田593番地１　サープラスワンピリカ203号
債務者　松浦　真理
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504　更生保護施設雲仙・虹、住民票上の住所長崎県佐世保市須佐町６番14号　須佐ハイツ202号
債務者　大川内翔太（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
北海道標津郡中標津町西３条南４丁目１番地
債務者　松井　弘子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後２時
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第４６５号
横浜市戸塚区上矢部町440番地１　グランガーデン東戸塚632号
債務者　草島　美紀
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７９号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ10棟208号
債務者　五條　重人
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２８号
横浜市都筑区東山田４丁目40番17号　サラームＳ．Ｕ201
債務者　河内　博美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２９号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４―２棟204号
債務者　小熊紀久子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３３号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目24番16号
債務者　関　　哲也
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７３号
横浜市港南区上永谷４丁目18番15号　第一渡辺荘101
債務者　高木　京子（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４８号
横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　西原アパート11号棟302号
債務者　山本須美子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部